

# 天理剣道クラブ父母会規約 (2016.9.1作成)

## 第1条【目的】

天理剣道クラブは天理市及びその周辺の、剣道を習う小・中学生の保護者で形成し、安全に稽古が出来る環境を確保するとともに、指導者のサポートを行うことを目的とする。

## 第2条【名称】

本クラブは、天理市剣道連盟の少年剣道教室（通称：天理剣道クラブ）（以下、「当クラブ」と言う）に入会した児童の保護者で形成し、天理市剣道連盟少年剣道教室父母会（通称：天理剣道クラブ父母会）（以下「父母会」）と称する。

## 第3条【所在地】

所在地は定めない。

## 第4条【活動方針】

父母会は、次の各号の活動を行う。

- (1) 稽古中の健康管理、安全の確保、情緒の安定。
- (2) 練成試合への付き添い。
- (3) 天理市剣道連盟の行事のサポート。
- (4) 教室生を対象とした行事の企画・開催。

## 第5条【対象児童】

- (1) 当クラブを利用できる児童は、天理市在住の児童ならびに、天理市周辺在住で保護者が送迎ができる者とする。
- (2) 本規約・第8条を始め、本規約・各項に賛同できない者の入所は認められない。

## 第6条【入退会】

当クラブに入会を希望する児童の保護者は、クラブ入会と同時に父母会への入会が義務付けられる。児童が当クラブを退会すると同時に、保護者は父母会を退会する。

## 第7条【入会金・会費】

- (1) 当クラブへ入会する場合は、入会金として一人1,500円を徴収する。
- (2) 会費は2ヶ月に一度、一人4,000円を徴収する。  
(内訳 ◎天理市剣道連盟費：3,500円 ◎父母会費：500円)
- (3) 未就学時児は連盟費は免除し、父母会費のみとする。

## 第8条【運営】

- (1) 父母会は天理剣道クラブに席を置く、児童の保護者（以下「保護者」と言う）で組織し運営を担当する。
- (2) 『父母会』は、指導者との連携を密にし、協力して当クラブの運営を円滑に行う。
- (3) 『父母会』は、互選等により、次の通り役員を選出する。
- (4) 父母会会員は、役員を含む全員が行事などに携わり、クラブ運営に参画する。
- (5) 父母会の意思決定は、原則的に毎月第1日曜日に開催される「父母会・定例会」と次項に規定する「臨時父母会」において審議・可決される。表決は、委任状を含め、「全会員の3分

の2」の出席で会が成立し、出席者の過半数の支持によって議決される。

- (6) 会長は、「父母会・定例会」の他、父母会運営上必要と判断した場合、「臨時父母会」を召集する。

1) 会 長 役員 1名	当クラブの代表とし、全ての会務運営に当り、保護者を召集する。
2) 会 計 役員 1名	会長を補佐し、会長不在の場合はその任を代行する。
3) 施設開放委員 役員 1名	施設開放委員会への出席、並びに決定事項を父母会に伝える。施設開放委員年間行事への参加調整を行う。
4) 役員	の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
5) 役員	の選出は5・6年生の保護者を中心に選出する。
6) 一度役員	の任を務めた者は、以後は免除される。但し立候補や推薦により再度選出は妨げない。
6) 必要に応じ、役員会・保護者会	で審議の上、役員の新設並びに増員を行うことが出来る。

## 第9条【当番】

- (1) 稽古が円滑に行われるために、会場の解錠・施錠、国旗・クラブ旗掲揚を当番制にて行う。
- (2) 当番に当たるものは、前回の当番者より当番カバンを受け取り、稽古時に持参する。
- (3) 水曜日・土曜日は櫛本体育館の鍵を取りに行き、解錠、国旗・クラブ旗の掲揚を行う。
- (4) 日曜日は天理大学武道場で国旗・クラブ旗の掲揚を行う。
- (5) 稽古前に出席の確認を行い、お休みメールを確認して、休みの児童名と理由をホワイトボードに記し、指導者に伝える。
- (6) 稽古中に児童に怪我が生じた場合は、救急箱から救急用品を取り、適切な処置をとる。

## 第10条【稽古時間・場所】

- (1) 基本的に稽古時間は下記の通りである。
  - ・水曜日 午後7時～午後9時まで (櫛本小学校体育館)
  - ・土曜日 午後5時～午後7時まで (櫛本小学校体育館)
  - ・日曜日 午前10時～午前11時まで (天理大学武道場)
- (2) 3月～4月上旬の稽古時間は下記の通りである。
  - ・月曜日 午後7時～午後9時まで (天理北中学校武道館)
  - ・木曜日 午後7時～午後9時まで (天理北中学校武道館)
  - ・日曜日 午前10時～午前11時まで (天理大学武道場)
- (3) 稽古時は必ず保護者が児童を稽古場(体育館内・武道場内)まで送り届ける。稽古終了時も必ず稽古場内まで迎えに来る。
- (4) 駐車場で事故や怪我が起きた場合は、当クラブ並びに父母会はその責を負わない。事故責任で対処を原則とする。
- (5) 天理大学武道場前には、駐車は行わない。西方300mの駐車場に駐車が原則。(防具の出し入れなどで一時停車は可とする)

## 第11条【警報発令時の対応】

- 1) 各種(気象等)警報が発令された時の稽古・各種大会については、次のとおり対処する。
  - \*稽古時間の2時間前時点で、警報が発令されている場合は、稽古を中止とする。それ以降

に、警報等が解除されても、中止を解除しない。  
\*稽古中に警報等が発令された場合、速やかに稽古を中止し、保護者の引率にて帰宅する。

## 第12条【休みの対応】

- 2) 当クラブの定休は次の通りとする。但し、学校行事等に合わせ休みになることもある。  
◎お盆 ◎年末年始（休みの日程は事前に連絡する）
- 2) 通常の稽古を休む場合は、当日の稽古30分前までに、メールにて連絡を入れる。

## 第13条【試合の対応】

- (1) 年に10数試合の試合と、練習試合や練成試合が行わる。試合に出場する児童の保護者を中心とし、試合に付き添い応援を行う。
- (2) 試合会場によっては、駐車場が確保されていないこともあるため、車は相談の上、乗り合いを基本とする。
- (3) 乗り合いで車を出した保護者には、試合場までの距離分のガソリン代を支給する。

## 第14条【訃報の対応】

- (1) 当クラブ指導者、父母会当事者または子供に訃報があった場合は次の通り対応する。
  - 1) クラブ指導者に訃報があった場合
    - (ア) 役員並びに保護者で相談の上、お通夜・告別式いずれかに、代表者もしくは希望者で参列する。
      - (イ) 父母会会費より香典5,000円を出す。
  - 2) クラブ指導者の配偶者に訃報があった場合
    - (ア) 役員並びに保護者で相談の上、父母会会費より香典5,000円を出す。
  - 3) 父母会当事者に訃報があった場合
    - (ア) 役員並びに保護者で相談の上、お通夜・告別式いずれかに、代表者もしくは希望者で参列する。
      - (イ) 父母会会費より香典5,000円を出す。
  - 4) 父母会当事者の子供に訃報があった場合
    - (ア) 役員並びに保護者で相談の上、お通夜・告別式いずれかに、代表者もしくは希望者で参列する。
      - (イ) 父母会会費より香典5,000円を出す。

## 第15条【会計】

- (1) 会計は会費を徴収し、その一部を天理市剣道連盟へ納める。
- (2) 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- (3) 年度末の父母会において、1年間の会計処理を提示し、父母会の承認を得て全てを終了する。

## 第16条【帳簿の整備】

会員名簿・庶務並びに会計に関する帳簿及び在籍児童に関する帳簿を整備し保管する。

## 第17条【規約の改定】

本規約の改定は、役員会において原案を作成し、本規約第8条（5）項の規定に基づき、議決されることにより、効力を発する。

**附則** 本規約は、2016年4月1日より適用する。  
この規約は、2016年9月1日より改正発行する。